

オンライン合同説明会利用規約

Go to live Online事務局（以下「甲」という。）は、次の規約（以下「本規約」という。）を定め、本説明会参加者（以下「乙」という。）は、本規約の定めに従い、本説明会に参加する。

1. （規約の適用）（この利用規約について）
 1. 本規約は、乙に適用する。
 2. 乙は、本規約への同意がない場合には、本説明会に参加できないものとする。
 3. 乙は、本説明会参加申し込み時点で、本規約に同意したものとみなします。
 4. 本規約の内容は、必要に応じて変更することがあり、変更内容はメール、サイトへの掲載、その他の方法で周知する。本規約の内容の変更については、民法548条の4の定めに従うものとする。
 5. 本規約は、定型約款として甲と乙との間の定型取引に適用されるものとする。
2. （説明会）
 1. 甲は、web上において、業界研究セミナー及び就職説明会（以下「本説明会」という。）を開催する。
 2. 本説明会は、次に定める内容を含めるものとする。なお、内容については、甲が変更することができるものとする。
 1. 就職お悩み掲示板の設置
 2. 就活相談コーナーの設置
 3. OBOG雑談コーナーの設置
 4. 就活セミナーの開催
 5. その他甲が決定する内容
 3. 乙は、本規約に定める条件及び本説明会に記載の利用方法に従って、本説明会に参加する。
 4. 乙は、甲と協議の上で、本説明会参加の具体的内容及び方法を定めるものとする。
 5. 乙は、自己の責任で本説明会の利用に関するデータのバックアップを取得しなければならない。
 6. 甲は、本説明会の運営上必要な設備の設置、システムの保守作業、又は天災等の不可抗力のために必要であると判断した場合、乙への事前の通知又は承諾を要せずして、一時的に本説明会を中断・停止できるものとし、それによる損害を賠償する義務を負わないものとする。
3. （保証）
 1. 甲は、本説明会において、次に定めることを保証しない。
 1. 一定の学生が参加すること
 2. 特定の効果が得られること
 3. 通信速度に遅延なく接続ができ、動作が安定して参加できること
 4. 本説明会に参加するためのネットワーク環境及び機器に問題が生じないこと
 5. 本説明会に参加することでウイルス等の影響を受けないこと
 6. 参加及び利用内容についてバックアップが取られること
 2. 甲は、乙と学生との間の問題については、一切責任を負わないものとする。
 3. 乙は、本説明会に参加する過程で、第三者の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む。以下同じ。）、その他の財産権を侵害しないことを保証する。
 4. 乙が本説明会に参加場合において、第三者から甲に対して、第三者の保有する何らかの権利を侵害しているとの主張、警告、訴え、請求等がなされた場合、乙は、最大限甲に協力し、甲とともにこれを解決するものとする。
 5. 甲が前項に規定する解決のために、何らかの経済的支出を行った場合、甲は、乙に対し一切の支出金（合理的な範囲内での弁護士費用等も含む。）と同額の金員を損害金として求償し、乙はこれに応じるものとする。
4. （参加料及び支払い）
 1. 本説明会の参加料は甲乙間の協議により定めるものとする。
 2. 乙は、本説明会の参加料を甲が指定する期限までに甲指定の銀行口座に銀行振込により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

5. (キャンセル)
 1. 乙は、自己都合で本規約を解除する場合は、甲に書面により通知の上で、次に定めるキャンセル料を支払わなければならない。
開催3ヶ月前から1ヶ月前 10%
1ヶ月前から10日前 50%
10日前から3日前 70%
3日前から当日 100%
 2. 甲は、乙が自己都合で本規約を解除した場合は、支払われた参加料から前項に定めるキャンセル料及び振込手数料を減額した残額を、乙が指定する口座に振込により返金する。
6. (権利及び地位の譲渡等)

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本規約上の地位を第三者に承継させ、又は本規約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。
7. (知的財産権)
 1. 本規約に関して生じた特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の産業財産権、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む。)等の知的財産権(以下「知的財産権」という。)は、甲に帰属するものとする。
 2. 前項の定めにかかわらず、著作者人格権など乙にのみ知的財産権が生じた場合においても、乙は、甲に対して、その権利を行使しないものとする。
8. (機密保持)
 1. 甲及び乙は、本規約に関して相手方から開示又は提供された個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいう。)、顧客情報、企業情報、その他すべての情報(以下「機密情報」という。)を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、本規約の目的以外に使用し、又は第三者(法令上守秘義務のある専門家を除く。)に開示又は提供してはならない。ただし、個人情報及び顧客情報を除く機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
 1. 開示又は提供の前後を問わず公知となった情報
 2. 開示又は提供された時点において、既に自己が保有している情報
 3. 開示又は提供によらず、独自に取得した情報
 4. 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報
 2. 本条の機密情報保持義務は、本規約終了後も存続するものとする。
9. (反社会的勢力の排除)
 1. 甲及び乙は、相手方に対し、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。
 1. 自己又は自己の役員が暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」という。)に該当すること
 2. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 4. 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 5. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 6. 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 7. 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと
 2. 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本規約を含む甲乙間のすべての契約を解除することができるのと同時に、被った損害の賠償を請求することができる。
10. (禁止事項)

乙は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

1. 本規約の定め違反する行為又はそのおそれのある行為
2. 法令の定め違反する行為又はそのおそれのある行為
3. 甲又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つけるような行為
4. 甲又は第三者の財産、名誉・プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為
5. 甲の業務を妨害する行為
6. 公序良俗に反する内容の情報、文書及び図形等を他人に公開する行為
7. その他甲が不適切と判断する行為

11. (損害賠償)

1. 甲及び乙は、本規約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、通常生ずべき損害及び予見し、又は予見することができた特別の事情による損害について、損害を請求することができる。

12. (契約の解除)

1. 甲又は乙は、3ヶ月前まで相手方に対して書面で通知することにより本規約の全部又は一部を解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本規約の全部又は一部を解除することができる。
 1. 背信行為があった場合
 2. 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 3. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 4. 公租公課の滞納処分を受けた場合
 5. その他前各号に準ずるような本規約を継続し難い重大な事由が発生した場合
3. 甲又は乙は、相手方が本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本規約の全部又は一部を解除することができる。

13. (不可抗力免責)

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他甲又は乙の責に帰することができない事由による本規約の全部又は一部の履行遅滞及び履行不能については、甲及び乙はいずれも責任を負わないものとする。但し、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、その費用負担等につき協議の上、復旧するための最善の努力をするものとする。

14. (準拠法・合意管轄)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間の協議によっても、本規約に関する紛争が円満に解決できない場合は、甲及び乙は、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

15. (協議)

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

16. (契約期間)

本規約の契約期間は、契約締結日から起算して1年間とする。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本規約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

規約制定 2020年12月1日